

その他事項 3

利用者に対する高齢者福祉サービス案内時の留意事項について

各種高齢者福祉サービスは事業ごとに対象者の条件があります。そのため、ご利用者様へサービス申請のご案内の際は、「サービスの対象となる可能性があるので、市へお問い合わせください。」とご案内をいただけますと幸いです。

今回は特に対象者条件誤りの多い「介護人手当」及び「おむつ費用助成利用券」に関して、詳しい条件を下記にまとめておりますので、業務の参考としてください。

1 「安城市在宅寝たきり高齢者等介護人手当」事業概要

「在宅ねたきり高齢者等」を介護する「介護人」に対して支給される手当（月3,000円）です。介護人手当の該当となった人でおむつの購入を必要とする方には「おむつ費用助成利用券」をお渡ししています。

2 対象となる介護人

在宅ねたきり高齢者等を常時介護し、かつ、以下のいずれかに住所を有し、生計を一にしている人です。

- (1) 同一の住所
- (2) 隣接敷地
- (3) アパート、マンションについては、同一建物内

★在宅ねたきり高齢者等とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する人です。

- (1) 65歳以上
- (2) 安城市に転入後3か月経過している
- (3) 新規で以下のいずれかの介護認定を受け、有効期間開始後3か月以上在宅で介護を受けていること。
 - (ア) 要介護4又は要介護5の認定を受けていること。
 - (イ) 有効な要介護認定の主治医意見書において、障害高齢者の日常生活自立度B若しくはC又はこれと同程度であること。
 - (ウ) 有効な要介護認定の主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度IIIa以上又はこれと同程度であること。

➤詳細は市役所窓口で確認します。

※軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に居住していないこと。

明らかに対象とならない場合は、制度のご案内をしないようご注意ください。また、対象になると思われる人については、高齢福祉課にお問い合わせいただくようご案内ください。

(明らかに対象とならない例)

- ・介護を受ける者が65歳未満
- ・要介護3以下で主治医意見書において障害高齢者の日常生活自立度がA以下かつ認知症高齢者の日常生活自立度がII以下の場合。
- ・介護人が介護を受ける者と同居または隣接地に居住していない場合。

その他事項 3

3 支給停止要件について

以下に該当する場合、受給資格の停止または喪失となります。

- (1) 在宅ねたきり高齢者または介護人が、入院入所等により、ひと月のうちに1日も自宅にいない月があった場合
- (2) 在宅ねたきり高齢者がショートステイを利用している場合、月半分以上のショートステイを2か月以上継続して利用する場合（2泊3日の場合は3日と数え、16日以上の利用が2か月連続した場合）
- (3) 在宅ねたきり高齢者または介護人が亡くなった場合
- (4) 在宅ねたきり高齢者または介護人が同居しなくなった場合
- (5) 介護をしなくなった場合（寝たきり状態からの回復を含む）

介護人等から報告があった場合は、市に情報提供いただきますようお願いします。